

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>預金口座へのマイナンバー付番</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○ 預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、金融機関の実務負担に配慮すること。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 預金口座付番の方法等（例えば、付番を行う預金の範囲など）について十分な検討を行うとともに、適切な準備期間を設けること</p> <p>② 金融機関のシステム対応の負担に応じた税制上の優遇措置（例えば、預金口座付番に対応するためのシステムについて取得価額の一定割合の特別償却又は税額控除を認める等）を講じること</p>		
関係条文			
減収見込額	<p>[初年度] ▲104 （ - ） [平年度] ▲104 （ - ）</p> <p>[改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>預金口座へのマイナンバー付番については、本年4月にとりまとめられた政府税制調査会の「論点整理」において、「社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき」とされている。</p> <p>「他方、預金口座への付番については、個人預金の口座数が10億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要がある。いわゆる休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組も参考にしつつ、実態を十分踏まえて、実務的に検討を進めていくべきである」ともされ、預金口座へのマイナンバー付番の導入に際しては、対処すべき課題が存在している。</p> <p>そのため、預金口座へのマイナンバー付番が決定された場合には、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番を円滑に進める観点からは、これら課題に対処するための施策を措置することが必要となってくる。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	2—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	政策の達成目標	預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 27 年度から平成 30 年度まで
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	現在、預金口座へのマイナンバー付番の導入の是非について政府税調等で検討されている段階である。
有効性	要望の措置の適用見込み	預金取扱機関 (754 社) による適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例により、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資を行った場合に税務上のメリットが与えられるため、当該システムの円滑な導入につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	預金口座のマイナンバー付番に対応するためのシステム投資に対して税務上の恩典を与えることは、金融機関によるこれらのシステム投資負担を軽減する効果があるため、政策目的を実現する手段として有効である。また、金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である。
ページ		2—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>今回初めての要望となる。</p>
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>